

<個室> 特別養護老人ホーム常楽園 施設利用料（自己負担額）＊負担割合が1割の場合 単位（円）

令和 8 年 8 月 1 日 改正

	サービス利用料金自己負担金										介護保険外			1日あたりの利用料金	1ヶ月あたりの利用料金 (30日分として)
	居室の種類	施設サービス費	協力医療機関連携加算	科学的介護推進体制加算Ⅱ	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	精神科医療費指導加算	栄養マネジメント強化加算	小計	所得区分	居住費	食費		
要介護 1	個室	589	50	50	36	4	13	5	11	758	第 1 段階	380	300	1,438	40,240
											第 2 段階	480	390	1,628	45,940
											第 3 段階①	880	680	2,318	66,640
											第 3 段階②	980	1420	3,158	91,840
											第 4 段階	1,231	1,950	3,939	115,270
要介護 2	個室	659	50	50	36	4	13	5	11	828	第 1 段階	380	300	1,508	42,340
											第 2 段階	480	390	1,698	48,040
											第 3 段階①	880	680	2,388	68,740
											第 3 段階②	980	1420	3,228	93,940
											第 4 段階	1,231	1,950	4,009	117,370
要介護 3	個室	732	50	50	36	4	13	5	11	901	第 1 段階	380	300	1,581	44,530
											第 2 段階	480	390	1,771	50,230
											第 3 段階①	880	680	2,461	70,930
											第 3 段階②	980	1420	3,301	96,130
											第 4 段階	1,231	1,950	4,082	119,560
要介護 4	個室	802	50	50	36	4	13	5	11	971	第 1 段階	380	300	1,651	46,630
											第 2 段階	480	390	1,841	52,330
											第 3 段階①	880	680	2,531	73,030
											第 3 段階②	980	1420	3,371	98,230
											第 4 段階	1,231	1,950	4,152	121,660
要介護 5	個室	871	50	50	36	4	13	5	11	1040	第 1 段階	380	300	1,720	48,700
											第 2 段階	480	390	1,910	54,400
											第 3 段階①	880	680	2,600	75,100
											第 3 段階②	980	1420	3,440	100,300
											第 4 段階	1,231	1,950	4,221	123,730

【加算の説明】

項目	単位	内容
協力医療機関連携加算	50/月	、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者または入居者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催することを評価するものになります。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50/月	さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報を提供し得られるフィードバックを基に、PDCAによりケアの質を高めていく取り組みを行った場合。
栄養マネジメント強化加算	11/日	管理栄養士の配置、入所者情報の活用など、入所者の栄養状態の改善や維持に努めることで算定されます。
経口維持加算(Ⅰ)	400/月	嚥下調整食のための特別な配慮が必要であったり、他職種が連携しなければ安全にお食事をしてもらうことが難しい利用者様を支援した場合。
日常生活継続支援加算	36/日	認知症の高齢者等が一定割合以上入所しており、且つ介護福祉士の資格を有する職員を一定割合以上配置した場合。
看護体制加算Ⅰ	4/日	重度化等に伴う医療ニーズに対し常勤の看護師を配置しています。
夜勤職員配置加算	13/日	重度の要介護状態の方や認知症の方に対応し、基準を上回る夜勤職員を配置しています。
精神科医師定期的療養指導	5/日	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行います。
初期加算	30/日	新規入所又は30日以上入院後の再入所の場合、1日あたりの加算（最大30日間）。
安全対策体制加算 ※入所初日のみ	20/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。
外泊時費用	246/日	入院・居宅等への外泊の場合、1日あたりの費用（月最大6日分） ※入院・外泊時等において居室を確保する場合、介護保険制度に基づき算定します。 ※上記サービス費用とは重複して算定しません。

＊介護処遇改善加算Ⅰ口： 上記の1ヶ月あたり利用料金合計額に17.6%の上乗せの処遇改善が加算されます。

＊利用者負担に応じて2割、3割を頂く場合もあります。

< 多床室 > 特別養護老人ホーム 常楽園 施設利用料 自己負担額 *負担割合が1割の場合 単位 (円)

令和 8年 8月 1日 改正

	サービス利用料金自己負担金										介護保険外			1日あたりの 利用料金	1ヶ月 あたりの 利用料金 (30日分として)
	居室 の 種 類	施設 サ ー ビ ス 費	協力 医療 機関 運 携 加 算	科 学 的 介 護 推 進 体 制 加 算 Ⅱ	日 常 生 活 給 付 支 援 加 算	看 護 体 制 加 算 Ⅰ	夜 勤 職 員 配 置 加 算 Ⅰ	精 神 科 医 療 費 指 導 加 算	栄 養 マ ネ ジ メ ン ト 強 化 加 算	小 計	所 得 区 分	居 住 費	食 費		
要介護1	多床室	589	50	50	36	4	13	5	11	758	第1段階	0	300	1,058	28,840
											第2段階	430	390	1,578	44,440
											第3段階①	430	680	1,868	53,140
											第3段階②	530	1420	2,708	78,340
											第4段階	915	1,950	3,623	105,790
要介護2	多床室	659	50	50	36	4	13	5	11	828	第1段階	0	300	1,128	30,940
											第2段階	430	390	1,648	46,540
											第3段階①	430	680	1,938	55,240
											第3段階②	530	1420	2,778	80,440
											第4段階	915	1,950	3,693	107,890
要介護3	多床室	732	50	50	36	4	13	5	11	901	第1段階	0	300	1,201	33,130
											第2段階	430	390	1,721	48,730
											第3段階①	430	680	2,011	57,430
											第3段階②	530	1420	2,851	82,630
											第4段階	915	1,950	3,766	110,080
要介護4	多床室	802	50	50	36	4	13	5	11	971	第1段階	0	300	1,271	35,230
											第2段階	430	390	1,791	50,830
											第3段階①	430	680	2,081	59,530
											第3段階②	530	1420	2,921	84,440
											第4段階	915	1,950	3,836	112,180
要介護5	多床室	871	50	50	36	4	13	5	11	1040	第1段階	0	300	1,340	37,300
											第2段階	430	390	1,860	52,900
											第3段階①	430	680	2,150	61,600
											第3段階②	530	1420	2,990	86,800
											第4段階	915	1,950	3,905	114,250

【実費など：介護保険対象外】

介護保険 対象外	理髪・美容サービス	各、月1回、理容師・美容師の出張による理髪サービス	¥2,200/回
	日常生活費	医療品・口腔ケア用品・栄養補助食品 等	別紙
	日用品雑費	ティッシュペーパー・介護用品・印刷費用 等	別紙
	医療費	診療代、薬代等に要した費用	実費
	電気代	個人用テレビ、電気毛布、電気アンカ 等	20/日
	代行費	手帳申請等の代行（手続を開始から終了まで）	3,000
	通信費	転送書類、家族希望対応時	実費
	通帳管理	家族が管理が難しい方のみ対象	500/月
	口座振替手数料	口座振替による利用料金支払い時の金融機関手数料	110円/回
	入所時カルテセット	ファイル、保険証入れ 等	1,000円
	空調設備等費	空調設備の電化に伴い、一年を通して快適な環境づくりを維持継続していく為のもの	2,000/月

※金融機関の手数料改定等により変更となる場合があります

※『介護保険制度の改定や当施設のサービス内容の変更等により、利用料は変更される場合があります』

【参考】

【居住費の自己負担額の基準となる、利用者負担段階について】

※介護保険負担限度認定申請

◇前提条件・・・①本人を含む世帯全員が市民税非課税であること ②配偶者（内縁関係も含む）が市民税非課税の方（世帯が同じかどうかは問わない）

利用者負担段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者
第1段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計額が82.65万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること（夫婦は合計2,000万円以下）
第2段階	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計額が82.65万円超120万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること（夫婦は合計1,650万円以下）
第3段階①	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計額が82.65万円超120万円以下の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること（夫婦は合計1,550万円以下）
第3段階②	所得等の要件	・本人及び世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額、非課税年金収入額、その他の合計所得金額の合計額が120万円超の方
	預貯金等の要件	・預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること（夫婦は合計1,500万円以下）
第4段階	上記に該当しない方（※世帯に課税者がいる者 / 市町村民税本人課税者）	